

# 現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

## ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内容	設問		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
			五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
避難勧告等の発令基準	避難準備情報、避難勧告・指示の発令の判断を行うために必要な洪水予報や水位周知等の情報提供の状況について記入してください	現状	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難勧告判断マニュアルを地域防災計画に掲載している。	地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準について記載している。	・避難準備情報は、江戸川(西関宿)が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・避難勧告は、江戸川(西関宿)が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・避難指示は、破堤したとき。破堤に繋がるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。内水は氾濫により、近隣が床上に及んだ時。特別警報が発令された時。	・地域防災計画及び水防計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	地域防災計画で、発令判断の目安を記載している。(江戸川・中川)避難準備情報：基準水位が氾濫注意水位に達したとき避難勧告：基準水位が避難判断水位に達したとき避難指示：基準水位が氾濫危険水位に達したとき(綾瀬川)避難準備情報：氾濫し、町域への到達が予想されるとき避難勧告：氾濫水が町域に向かっていくとき避難指示：氾濫水が町域に迫っていくとき	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難準備情報、避難勧告等の発令基準は避難の準備や移動に要する時間を設定することになっている。	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	避難準備情報：氾濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象情報等から判断して一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合。 避難勧告：避難判断水位に到達し、その後も水位の上昇が見込まれる場合。 避難指示：氾濫危険水位に到達し、その後も水位の上昇が見込まれる場合。	・地域防災計画(水害編)で避難準備情報、避難勧告等の発令判断基準を記載している。	1)当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合 2)市内雨量観測所降雨指標(予想を含む) 3)関連水位観測所河川水位指標 4)土砂災害警戒情報が発表されたとき 5)大雨警報(土砂災害)発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過」した状況 6)大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 避難準備、避難勧告及び避難指示の判断・伝達マニュアルを作成済み(H27年度)。	・地域防災計画や各避難情報の発令基準を定めており、ホームページや洪水ハザードマップにて周知している。 ・現在、水害に対する避難の判断基準については、地域防災計画で定めており、避難勧告については次のとおりとしている。 (1)避難行動要支援者の場合 ・栗橋観測所 はん濫危険水位に到達した状況(はん濫危険情報が発令されたとき) ・野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいてはん濫危険水位に達すると予想される状況 (2)一般(避難行動要支援者でない方)の場合 ・野田・芽吹橋観測所 1時間後に、両観測所のいずれかにおいてはん濫危険水位に達すると予想される状況(はん濫警戒情報が発令されたとき)	・内水氾濫時の避難勧告等の発令条件は、坂川・新坂川については大谷口新田の水位観測所の水位によって避難勧告等を発令するようにしている。 ・江戸川氾濫時の避難勧告等の発令条件は、野田の水位観測所の水位によって避難勧告等を発令するようにしている。
		課題	・降雨や水位の見込みや予想が難しい。 ・深夜や早朝の避難勧告の発令のタイミングの見極めが難しい。	-	-	・降雨や水位の見込みや予想が難しい。 ・深夜や早朝の避難勧告の発令のタイミングの見極めが難しい。	・降雨や水位の見込みや予想が難しい。 ・深夜や早朝の避難勧告の発令のタイミングの見極めが難しい。	・避難勧告発令のタイミングの見極めが難しい。	・H27の関東・東北豪雨の際にホットラインが機能していなかった。水害対応において、河川事務所からの情報は非常に重要なため、積極的に情報提供をしていただきたい。	-	避難判断水位等の水位が見直され、避難勧告等の発令の判断が早まっている。 一方で、一番に行動を開始しなければならない避難行動要支援者が空振りによる負担が最も大きく、度重なる空振りは許されるものではないため、正確な情報の収集と発信が求められる。 市町村は水防活動も求められ、避難誘導のための人員は著しく不足しているため、正確な情報発信をするための情報収集には、河川管理団体など国、県、関係機関の人的支援が必要である。	避難判断水位等の水位が見直され、避難勧告等の発令の判断が早まっている。 一方で、一番に行動を開始しなければならない避難行動要支援者が空振りによる負担が最も大きく、度重なる空振りは許されるものではないため、正確な情報の収集と発信が求められる。 市町村は水防活動も求められ、避難誘導のための人員は著しく不足しているため、正確な情報発信をするための情報収集には、河川管理団体など国、県、関係機関の人的支援が必要である。	雨が止み、今後降らない状況でも、上流河川の水量や東京湾の満潮、干潮の影響で基準水位に達する可能性があり、判断が難しい。	-	-	-	

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都気象台	東京都気象台	東京都気象台	東京都気象台	関東地整
・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	地域防災計画において、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づけてある。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難判断・伝達マニュアルを策定している。 [H23]	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	避難勧告等の発令基準を定めており、地域防災計画へ次回修正時に反映予定。	【避難準備情報】野田が氾濫注意水位6.30mに到達し、更に水位上昇が見込まれるとき 【避難勧告】野田が避難判断水位8.20mに到達し、更に上昇するおそれがあるとき 【避難指示】野田が氾濫危険水位8.50mに到達したとき	荒川・中川・綾瀬川・江戸川については基準を定めている	江戸川上流部決壊から足立区までは到達時間が長い場合、具体的な避難勧告等発令基準は設定していない。 なお、荒川等の他の河川は作成済み。	特になし	・洪水予報河川では、県と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・水位周知河川では、河川の基準水位を超えた場合に、県が自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている。 ・埼玉県版川の防災情報メールにて登録者宛に水位情報をメール配信している。	各市町村においてガイドラインに基づく基準設定を行っているが、これからも多発する災害に応じて発令基準の見直しが必要となる場合は、速やかに行っていたかよう説明会等をお願いしている	国等が発した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、区市町等の避難判断基準の設定にあたり、必要に応じて助言等を実施している。 ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体に通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表) ・併せて、各自治体毎に割り当てたホットライン担当者より、水位等の情報を事前に提供している。	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、区市町等の避難判断基準の設定にあたり、必要に応じて助言等を実施している。 ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体に通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表) ・記録的な大雨により災害の危険性が切迫している状況において、気象台から該当する地域の自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施。	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体に通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表) ・併せて、各自治体毎に割り当てたホットライン担当者より、水位等の情報を事前に提供している。		
-	-	-	-	-	・経済活動を止めてしまうほどの大規模な避難勧告等を発令するだけの判断基準がない。 ・下流域全体での広域避難を実行する基準が不明確。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内容	設問	現状	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
			五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市
避難場所・避難経路の設定	緊急避難場所、避難所に指定している主な公共施設の種別(あるいは名称)、これらの浸水時対応の有無、避難経路の提示方法等について記入してください。特別に配慮している点や工夫している点があれば、併せて記入してください。	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内のほぼすべてが浸水想定区域となるため、公共施設で2階以上にある建物を緊急避難場所とし、学校、公民館などの公共施設を避難所として指定している。</li> <li>避難経路は設定していない。</li> <li>これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在指定緊急避難場所として106箇所、指定避難所として77箇所指定している。指定避難所は学校や福祉施設等を指定しているが、指定緊急避難場所はその他に公園等も指定している。指定緊急避難場所106箇所のうち、58箇所は洪水に対応しており、具体的には学校の2階以上などを利用することを想定している。</li> <li>避難経路については特に設定していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所は、西小学校、高野台小学校、杉戸小学校、杉戸第二小学校、杉戸第三小学校、泉小学校、西公民館、昌平中学、高等学校、杉戸農産高等学校、南公民館、広島中学校、志学会高等学校、泉公民館、東中学校、エコ・スボいすみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設がある場所の浸水深を考慮して、建物が浸水しない上階を緊急避難場所として指定している。</li> <li>これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所、指定避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌、その他情報発信ツールにより周知している。</li> <li>避難経路は現場の状況や居住地により異なることとする。出前講座等で避難経路の選定方法や、避難時の注意点を周知している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。</li> <li>これらは、町ホームページで情報を公開している。</li> <li>小中学校、県営公園(高台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップやホームページで避難場所を掲示している。</li> <li>浸水の生じない場所又はフロアとなる公共施設等を緊急避難場所とし、そのうち、建物を有する箇所を避難所として指定している。</li> <li>市のポータルサイト(オラナビ)や各駅の避難場所案内看板等で避難場所への案内をしている。なお、避難場所案内看板にはQRコードによる案内もしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に高台がほとんどないため、公共施設や民間の大型施設への避難が想定されるが、災害時に施設を開放してもらえないか不明</li> <li>大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> <li>大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、道路の破損、周辺の火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難場所や避難経路を固定化していない。災害発生時における道路の損壊や周囲の延焼等による被害状況に応じて、迅速に安全な場所に避難するため、平常時から市民自らが避難場所・避難所を認識しておくよう出張講座や防災マップ等で啓発している。</li> <li>なお、水害時の緊急避難場所は、避難所指定している施設の2階以上の部分としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所・避難所：小学校、中学校、高校</li> <li>避難場所：公園、運動グラウンド</li> <li>避難所：公民館、体育施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップにより避難場所を周知</li> <li>避難経路については未策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所として指定されている主な公共施設は各公民館や各小中学校であり、洪水に対応している避難所については、想定される浸水の程度によっても3階以上や2階以上が対応可能であると設定している。</li> <li>避難経路については特に提示していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では市内の小中学校、市民センター等を避難所として指定しているところですが、浸水時の対応としては、地形などを考慮し開設をおこなっている。</li> <li>避難経路については個々ておこなうように啓発している。</li> </ul>
		課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> <li>避難所が少ないため、大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路の設定について検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> <li>大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> <li>大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップやホームページで避難場所を掲示している。</li> <li>浸水の生じない場所又はフロアとなる公共施設等を緊急避難場所とし、そのうち、建物を有する箇所を避難所として指定している。</li> <li>市のポータルサイト(オラナビ)や各駅の避難場所案内看板等で避難場所への案内をしている。なお、避難場所案内看板にはQRコードによる案内もしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に高台がほとんどないため、公共施設や民間の大型施設への避難が想定されるが、災害時に施設を開放してもらえないか不明</li> <li>大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> <li>大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川洪水時には、市内全域が浸水するため、広域避難をする必要があるが、避難先、避難路及び避難手段の確保が出来ない。</li> <li>時間雨量が20ミリを越えると内水被害が発生している。現状では、避難勧告発令時には、避難路が冠水し、避難場所・避難所への移動が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> </ul>					

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川		中川・綾瀬川		中川・綾瀬川		中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都気象台	関東地整			
<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水する避難所は、色分けをしてハザードマップに記載している。</li> <li>避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップ及びホームページにより周知している。</li> <li>学校、近隣センター等を避難所に指定している。</li> <li>避難経路については定めていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害種別ごとに避難場所および避難所の指定を行っており、ハザードマップや広報誌等で情報公開および周知している。</li> <li>避難所、避難場所は地区別減災マップ、洪水ハザードマップ、市公式Webサイトなどにより周知しているが、避難経路については未策定の為、今後検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水想定地域の指定に係る避難所を啓発している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害種別ごとに学校の校庭や公園を避難場所として指定しており、ハザードマップを全戸配布し、ホームページでも掲載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所：区内(大島小松川公園、葛西南部地区)2箇所、区外(国府台)1箇所</li> <li>避難経路：指定なし。徒歩で避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急的に生命を守るために垂直避難ができるように、区の241施設を「洪水緊急避難建物」として指定をした自治会が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>足立区洪水ハザードマップに掲載しており、ホームページで情報公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図を作成し公表し、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行っている。(手引き改定前)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長が指定する指定緊急避難場所・指定避難所について、早期に指定を行うよう市町村に対して働きかけを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを東京都のホームページに掲載している。</li> </ul>					
浸水区域が人口集中地区でもあるので、高台や他市避難所への誘導が課題	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>自区内の屋内施設に収容しきれない。</li> <li>広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。</li> <li>避難経路・避難方法が定まっていない。</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	-	-			

# 現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

## ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
住民等への情報伝達の体制や方法	設問	避難準備情報・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、町公式ホームページ、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。	地域防災計画で伝達方法について記載している。防災行政無線、防災行政無線情報メール、広報車、Lアラート、エリアメール、緊急速報メール、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。	・防災行政無線、広報車、登録制メール、エリアメール、Lアラート ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・防災行政無線、広報車、登録制メール、エリアメール、Lアラート ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラートの協力を得て、広報を行う。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力、連携により、住民への周知漏れを防ぐ。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、緊急速報メール、Lアラートの協力を得て、広報を行う。 ・各自治会あて一斉FAXを利用して、情報を提供する。	・防災行政無線、広報車、緊急速報メール（エリアメール） ・三郷市公式サイト ・SNSの活用 ・Lアラート→地デジデータ放送等	・避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、Lアラートなど、状況により緊急速報メールにて行う。	・防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール、Lアラート、市メール配信システム、広報車、一斉FAX、自主防災組織との連携。	・地域防災計画（水害編）で記載している。 [市]対象地域住民に対し、市防災行政用無線（同報系）、広報車、店頭等により避難勧告等を伝達、インターネットのホームページ等に掲載[消防]消防団員、消防車両、店頭等により伝達、自主防災組織等の協力による組織的な伝達 [放送機関]市は各放送機関に避難勧告・指示の内容の放送を要請	避難勧告・指示を発令した場合は、下記伝達手段により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 市HP、防災課HP、テレビデータ放送（Lアラート）、フェイスブック、ツイッター、エリアメール・緊急速報メール、防災行政無線、広報車	・地域防災計画において避難情報や避難所開設情報等については、防災行政無線や登録メール（野田市安全安心メール「まめメール」）、ホームページ、ツイッター、広報車を活用する旨を記載している。その他にもLアラート（データ放送）、各携帯会社（NTTドコモ、ソフトバンク・モバイル、KDDI）による災害緊急速報メールも活用する。	・対象地域に絞って防災行政無線で避難勧告等を発令 ・市民の登録制メールで一斉配信 ・エリアメールで配信 ・広報車で現地に放送	
	課題	・ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	豪雨などの場合は雨音で防災無線等の音が聞き取れない恐れがある。風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・豪雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。 ・避難情報の伝達手段は複数確保しているが、人員の整備が出来ていない。	・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	・ホームページやメール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール、ツイッター等を活用し広報を行う。 ・避難所及び自治会に個別受信機を配布している。	防災行政無線、車による巡回広報、ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、ケーブルテレビ文字放送による周知を行なう。	・避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、メール情報配信サービス、市公式Webサイト、フェイスブック、ツイッター等で広報を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式ホームページ、登録制メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。	・避難勧告等の伝達方法は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラートの利用によりテレビ・ラジオ・インターネット等での広報。	・防災行政無線（デジタル化）、FMエどがわ、ケーブルテレビ、防災メール、区公式HP	防災行政無線、広報車、エリアメール（docomo）・緊急速報メール（softbank、KDDI）、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J:COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	・気象庁は最新の科学技術を取り入れ、「防災気象情報」を提供。 ・防災気象情報は、区市町村では避難勧告等の判断材料として、住民はさらなる情報入手や安全確保行動のきっかけとして利用されている。 ・現状の予測水準の限界を踏まえて、現在の技術で実施可能な防災気象情報の改善に取り組んでいくこととし、社会に大きな影響を与える現象について、可能性が比較的高くなくとも発生のおそれを積極的に伝えていくこと、危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、わかりやすく提供していく。 ・具体的には、平成29年度出水期に向けて、定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」の提供、及び大雨注意報警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」の情報提供の準備を進めており、本年6月8日から自治体向け防災情報提供システムにおいて、情報提供の試行を開始した。	雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、報道機関等を通じて伝達している。	
-	-	-	-	-	・水防災意識の向上と避難行動に対する平時からの機運醸成。	-	・ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・豪雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。	-	-	-	-	-	・自治体等からは、より精度が高く、きめ細かくて、危険度の違いが分かりやすい情報の提供が求められている。 ・台風及びその周辺域での広域な雨量の数日先までの予測は、精度に限界がある。 ・集中豪雨を区市町単位で発生場所、時刻を特定した予測は困難。	-	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内容	設問	江戸川 五霞町	江戸川 久喜市	江戸川 杉戸町	江戸川 幸手市	江戸川 中川・綾瀬川 吉川市	江戸川 中川・綾瀬川 松伏町	江戸川 春日部市	江戸川 中川・綾瀬川 三郷市	江戸川 中川・綾瀬川 越谷市	江戸川 中川・綾瀬川 八潮市	江戸川 中川・綾瀬川 草加市	江戸川 さいたま市	江戸川 野田市	江戸川 左岸 松戸市
避難誘導体制 に あたる 組織や関 係機関、 学校や社 会教育施 設への対 応、要配 慮者・避 難行動要 支援者へ の対応に ついて記 入してく ださい。 また、避 難時に危 険となる 箇所や避 難経路の 掲示等に ついて記 入してく ださい。 特別に配 慮してい る点や工 夫してい る点があ れば、併 せて記入 してくだ さい。	現状	(1) 避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携し実施する。 (2) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (4) 学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。 ・避難に自家用車を使用しないよう指導する。 ・年1回防災訓練を実施しており、その際は警察や消防にも協力してもらっている。	・地域防災計画で避難誘導体制について記載している。 ・なお、市の総合防災訓練において、毎年避難誘導訓練を実施しており、避難行動要支援者にも参加している。	・町、警察、消防機関等により、自主防災組織の協力を得て避難誘導を行う。 ・避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。	(1) 避難の誘導は、自主防災組織、自治会、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (3) 学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。	・避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。	・住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、消防団が行う。 ・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。 ・学校・幼稚園・保育園の園児・児童・生徒や、社会教育施設の利用者は、施設管理者が誘導する。	安全な避難活動を実施するために、避難経路の指定、避難場所標識の整備、誘導体制の確立を準備している。 避難行動要支援者名簿を作成、及び要援護の届出制度により自治会等による支援体制を図っている。	・消防本部、警察、消防団員、自主防災会などの協力を得て実施する。 ・要支援者については優先的に避難誘導する。 ・避難時に危険となる箇所、避難経路等の掲示は行っていない。	・市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立している。 ・要配慮者の避難誘導に際しては、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の多様な主体と連携している。	広報班による災害情報の発信、援護班による避難行動要支援者の避難誘導を計画している。	・地域防災計画（水害編）で記載している。 市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、避難者を避難所又は避難場所へ誘導し、安全に移送。 市は、災害時要配慮者台帳等を基に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要配慮者の発見と誘導に努める。	避難行動要支援者への避難誘導は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員が行う。 避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。 【避難行動要支援者での対応について】 ・野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、市から平常時に、自主防災組織等へ要支援者名簿の提供を行っている。自主防災組織等を中心に、地域で要支援者の個別計画を作成し、避難の際の支援者を決めてもらっている。	(1) 市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とするが、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。 (2) 学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。	・江戸川氾濫時の避難誘導体制については、常磐線以西の地域については、氾濫シミュレーションにより浸水する可能性が高いため、11万人を避難させる必要があり常磐線以東の高台に避難するようになるが、バス会社などと協定をして災害時に高台への巡回等を依頼する必要があると考えている。
	課題	・町職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。	-	・町職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。	-	・市職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。	・町職員、警察、消防機関それぞれの役割が明確になっていない。	-	・避難誘導時、各機関の役割が明確に決まっていない。	・避難誘導を担当する各班の役割が明確に出来ていない。	・市職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。	-	-	-	-

江戸川 左岸 流山市	江戸川 左岸 柏市	江戸川 左岸 市川市	江戸川 左岸 浦安市	江戸川 左岸 船橋市	江戸川 中川・綾瀬川 江戸川区	江戸川 中川・綾瀬川 葛飾区	江戸川 中川・綾瀬川 足立区	江戸川 茨城県	江戸川 中川・綾瀬川 埼玉県	江戸川 千葉県	江戸川 中川・綾瀬川 東京都	江戸川 中川・綾瀬川 東京管区气象台	江戸川 中川・綾瀬川 関東地整
・地域内から避難場所までの避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、市職員、消防団員、自治会組織、自主防災組織及び現場の警察官等が連携し実施する。 (2) 学校、幼稚園、保育所、事業所、百貨店及びその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、必要に応じて市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に協力して安全な場所に避難誘導する。 (3) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、全員の安全避難を図る。	【在宅者】 ・消防団、消防局、警察官、町会、自治会、区等が協力し、組織的に避難を誘導する。 ・要配慮者の登録名簿に基づき、安否確認と避難誘導を行う。 【学校、病院】 ・学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設利用者の避難誘導を行う。	・消防団や地域（自主）防災組織等の協力を得ながら、必要に応じて関係機関等による避難行動要支援者の移送を要請する。 ・施設管理者は、避難計画等に基づき、速やかに入所者等の安全を確保する。	地域防災計画にて避難行動要支援者への支援は自治会自主防災組織、民生委員、児童委員等の協力を得ながら支援を行う。	市・消防局・消防団・警察署が避難誘導を実施することとしている。 避難行動要支援者の誘導は、災害対策本部設置時においては、町会・自治会等が管理する安心登録カード登録者名簿を基に、町会・自治会活動や安心登録カード事業の仕組みを通じた地域ぐるみの支援体制及び消防団・警察の協力により行い、災害対策本部設置前においては、関係各課に連絡を取り、避難行動要支援者の避難支援を要請するものとする。	・避難に対する住民の意識が低い。 ・避難先が特定されていないため自主避難ができない。 ・警察、消防との役割分担ができていない。 ・交通手段を特定できていない。 ・他地区から区内への流入防止策がない。 ・交通管理者との調整、誘導体制の構築。	個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の名簿を、希望する自治町会に配布して、避難時の支援などについて依頼している	足立区の地域防災計画（風水害編）に避難誘導体制は記載されていない	-	-	-	-	-	-

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内容	設問		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
			五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市
まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	河川氾濫時の浸水深や出水時の避難所等、地域の洪水に関する情報の普及を目的とした、公共施設や電柱等への看板の設置状況について記入してください。	現状	特になし	電柱に張り付ける形で設置している39個の看板を平成27年度末に更新した。昭和22年カスリーン台風時の実績浸水深及び付近の避難所について記載している。	現在17箇所設置済み。	・カスリーン台風時の浸水深が分かる場所については、電柱に表示看板が設置されている。	・市内小中学校、県立高校、一部公共施設に指定避難場所の看板設置 ・指定避難場所誘導看板を20箇所設置 ・企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大している。	特になし	・避難場所に指定避難場所であることを表示する看板を設置している。 ・各駅に避難場所案内看板を設置している。 ・避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を東京電力グループ及びNTTグループの広告代理事業者と締結しており、電柱に避難場所案内看板を随時設置している。	・市内小中学校に指定避難場所の看板設置	特になし	想定浸水深を表示する看板は未整備であるが、市内150箇所の電柱に、避難所誘導看板を設置している。	・市内小中学校に指定避難場所の看板設置	企業と、避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大している。	特になし	特になし
		課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	複数の河川に囲まれており、避難方法を一つに擇ることが出来ないため、河川ごとに避難先が変わるなど市民等に分かりやすい案内が難しい。	-	-	-

江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	
特になし	・想定浸水を表示する看板等の設置区域として対象としていない。	・東京電力グループ会社と、電柱への看板設置に関する協定を締結。【平成26年度】	避難所及び避難場所に海拔表示を行っている。	避難所及び避難場所の誘導看板を電柱等に設置している。また、海拔も看板等に併せて表示を行っている。	・水害に対する区民の意識を啓発するため、小中学校の校舎や公園、堤防など区内174箇所に「水位標示板」を設置。	荒川・江戸川については、洪水標識板(まるごとまちごとハザードマップ)を区内の電柱に設置している	特になし									
-	-	-	-	-	-	-	-									

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

② 自衛水防に関する事項

内容	設問	現状	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	
			中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	さいたま市	野田市	松戸市					
要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	要配慮者利用施設における、洪水を対象とした浸水対策計画や避難計画策定を支援しているか、また、洪水を対象とした避難訓練等を支援しているかについて記入してください。	現状	特になし	地域防災計画に、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、防災体制に関する事項等の計画作成に努めるものとし、また当該計画に基づき避難誘導等の訓練の実施に努めるものと記載している。	特になし	・地域防災計画で社会福祉施設に対して、緊急体制の確保や避難誘導計画について記載している。	特になし	特になし	・市内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、水防計画の策定や、水防訓練の実施を呼びかけている。	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特別養護老人ホームや特別支援学校において、水害時の避難計画を作成して各々で訓練をおこなっている。
		課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	
特になし	特になし	・地域防災計画に位置づけしている要配慮者施設について避難計画策定の支援を行った。	特になし	該当施設を訪問して国土交通省の計画作成マニュアルの説明を行い、問い合わせがあれば対応することとしている。訓練については、依頼があれば危機管理課及び消防局にて対応している。	特になし	区立の障害者通所施設(ウェルピアかつしか)や保育園では、避難計画を作成している。また、訓練を実施している施設もある。	毎年、区の総合防災訓練で数カ所の施設は避難訓練を実施している。										
-	-	-	-	-	-	-	-										

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

② 自衛水防に関する事項

内容	設問		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
			五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市
不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	不特定多数の利用する地下施設(ショッピングモール等)における、洪水を対象とした避難計画策定を支援しているか、また、洪水を対象とした避難訓練等を支援しているかについて記入してください。	現状						特になし	特になし	特になし	特になし		特になし			特になし
		課題						-	-	-	-		-			
大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	大規模工場における、洪水を対象とした浸水対策計画や避難計画策定を支援しているか、また、洪水を対象とした避難訓練等を支援しているかについて記入してください。	現状	特になし	地域防災計画にて、地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者に対して、防災体制に関する事項等の計画作成に努めるものと記載している。	特になし			特になし	特になし	特になし						
		課題	-	-	-			-	-	-	-		-			

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区気象台	関東地整		
概ね浸水防止計画及び避難確保計画の作成が完了している。訓練等については、依頼があれば支援していく。		・地域防災計画に位置づけしている地下施設8ヶ所について避難計画策定の支援を行った。		該当施設を訪問して国土交通省の計画作成マニュアルの説明を行い、作成依頼を行った結果、概ね浸水防止計画及び避難確保計画の作成が完了している。訓練については、依頼があれば危機管理課及び消防局にて対応している。	・浸水想定区域内の22箇所の地下施設について避難計画の策定を支援。 ・毎年、河川管理者が実施する洪水予報伝達演習に、避難計画を策定している区内の地下施設も参加している。		地域防災計画に規定された地下施設については、計画書を作成済みである。								
-		-		-	・避難訓練の施設毎の実施。		-						-		
		特になし	特になし		特になし		平成26年度に、水防法改正についての説明会を大規模工場も対象として実施して、避難計画や浸水防止計画の作成について説明した。区ホームページでは、避難計画や浸水防災計画の雛形を公開している。								
		-	-		-		-						-		



現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)  
③ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等

内容	設問	現況	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	
			五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
広域避難場所の確保	広域避難のために、他の市区町村に避難所を確保しているか、確保している場合はその市区町村名と施設名を記入してください。また、他の市区町村からの避難者の受け入れのための施設を指定しているかを記入してください。	現状	特になし	・近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んでいるが、広域避難のための避難場所は確保できていない。	・他市町と協定を締結している。	・近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。 ・埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。 ・さくらサミット加盟団体と相互応援協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。	・近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害に対する相互応援及び協力に関する協定（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町）	特になし	広域避難に関し、既存の指定避難場所を利用し受け入れる体制を構築している。特に、茨城県と静岡県からの避難に関しては、埼玉県と連携し、春日部市で受け入れる想定数が満たされる施設を整備している。災害時における避難場所相互利用に関する協定（越谷市）	・下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害に対する相互応援及び協力に関する協定（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町）	・下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害に対する相互応援及び協力に関する協定（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町）	・下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害時における避難場所相互利用に関する協定（春日部市）	・下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害時における避難場所相互利用に関する協定（さいたま市（旧岩槻市））	・県南4市（川口市、蕨市、戸田市、本市）は避難場所の相互利用に関する協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難場所を利用することができる。	埼玉県及び株式会社さいたまアリーナと協定を締結しており、他市町村からの避難者を受け入れる体制をとっている。	特になし	・江戸川氾濫時の避難誘導体制については、常磐線以西の地域については、氾濫シミュレーションにより浸水する可能性が高いため、11万人を避難させる必要があり常磐線以東の高台に避難するようになるが、近隣他市やバス会社などと協定をして災害時に高台への巡回等を依頼する必要があると考えている。
		課題	・自分の町だけではなく、近隣の市町の被害想定や、広域避難場所の有無・受け入れ可能人数を把握しておくことが必要。 ・避難者の受け入れを依頼する際の連絡手段の確保	・同時被災した場合、他市町村からの避難者を受け入れる余裕があるかどうか。 ・避難者の移動方法の確保	・自分の市区町だけではなく、近隣の市区町の被害想定や、広域避難場所の有無・受け入れ可能人数を把握しておくことが必要。	・利根川の氾濫を考えると、かなり遠方まで避難しなくてはならなくなり、全市民を避難させる方法がない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
特になし		特になし	特になし	特になし	・長野県安曇野市【昭和49年】、山形県鶴岡市【昭和56年】と友好都市関係。 ・23区と相互協力支援の協定を締結。【平成25年度】 ・千葉県市川市と災害時における相互応援協定を締結。【平成20年度】 ・茨城県東茨城郡城里町と災害時における相互支援協定を締結。【平成27年度】	特別区や市川市・松戸市とは災害協定も締結しており広域避難先となる。		東日本大震災の際など、必要に応じて、県有施設を避難所として開設した。	県地域防災計画において、市町村は広域避難場所を選定確保するよう規定しており、市町村の地域防災計画においても、同様に規定するよう助言している。	特になし	特になし				
-		-	-	-	・広域避難の際に具体的な収容施設が特定されていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。 ・市町村では広域避難の判断や、実施に必要な情報の収集、体制づくりが不十分である。 ・大規模災害における広域避難のためには、国や都の主体的な取組が不可欠である。早期の体制づくりが必要である。	・具体的な場所は決まっていない。									

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

③ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	
						中川・綾瀬川	中川・綾瀬川			中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	さいたま市	江戸川 左岸	江戸川 左岸
内容	設問	五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市		
広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	現状	特になし	特になし	特になし	特になし	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	特になし	特になし	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	特になし	特になし				
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都 管区气象台	関東地整		
特になし		・本市内における広域避難場所については、地域防災計画および地区別減災マップに記載し、公表している。	特になし	特になし	・23区内の高台や隣接する千葉県市川市の国府台を広域避難先としたハザードマップを公表している。	ハザードマップでは、区外へ避難する際の方角については記載している									
-		-	-	-	・区民に分かりやすい、より実践的なハザードマップの作成。	-							-		

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

④ 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
						中川・綾瀬川	中川・綾瀬川		中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	左岸	左岸
内容	設問	五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	現状	・タイムラインの試作版を作成済み。【H28】	利根川に係るタイムラインについては、平成28年5月末に利根川上流河川事務所へ提出済みである。	・タイムライン作成済み。	・タイムライン作成済み【H28】	・タイムライン運用版を作成済み【H28】	タイムライン策定済み（江戸川のみ）	・タイムラインの試作版を作成済み。【H28】	・江戸川・中川・綾瀬川について洪水対応タイムラインを作成済み	・中川・綾瀬川について、タイムラインを作成済み	中川、綾瀬川については、作成済み。	特になし	市内を複数の河川が流れているため、順次タイムラインを作成している。	特になし	タイムラインの骨子については2016/5/20に江戸川河川事務所様に提出済み。詳細については今後、近隣市や江戸川河川事務所と協議してまいりたい。	
	課題	・発災時に有効活用できるようにするため、訓練の必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・タイムラインの作成は自治会等住民、市、県、国、企業等が共同で行う必要がある。	-
タイムラインに基づく実践的な訓練	現状	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
	課題	・町単独で訓練を実施することは困難であり、自治会等住民、県、国と協同して実施する必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・タイムラインが作成されていない。	タイムラインの詳細については検討されていない状況であるため今後、江戸川河川事務所の開催する協議会等で細かいところを確認してまいりたい。

江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	関東地整
作成・編集中	・タイムライン作成済み。	・タイムラインを作成済み。【H28】	特になし	特になし	特になし	特になし	平成27年度に、中川、綾瀬川についてタイムライン（避難勧告等の発令基準）を策定済み。	市町村の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の改定支援	避難勧告等判断基準策定マニュアルを作成、市町村に配布し、基準の策定等の支援をしている。また、避難勧告の発令等に着目した大規模風水害（台風上陸）に関するタイムラインを作成し、市町村に周知している。	・県内1河川でタイムラインを策定【H27】	特になし	特になし	特になし	
-	タイムラインの検証ができていない。	・発災時に有効活用できるように、チェックリスト付のタイムラインを作成する必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	水害のタイムラインに基づく訓練の実施については未定。	特になし	特になし	特になし	特になし	
今後の検討課題	タイムラインの検証ができていない。	-	-	-	-	-	今後検討する。	-	-	-	-	-	-	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑤ 防災教育や防災知識の普及

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	現状	水災害の事前準備等の問い合わせについては、生活安全課が窓口となっている。	水災害の事前準備等の問い合わせについては、消防防災課もしくは各総合支所市民課の防災担当職員が窓口となっている。	杉戸町住民参加推進課消防・防災担当	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部市民安全課としている。	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課庶務防災担当としている。	主に問い合わせは、防災対策課で対応している。また、自主防災訓練等において、事前準備を説明している。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、環境安全部危機管理防災課としている。	治水課と、危機管理課の窓口やHP等において対応している。	危機管理防災課、道路治水課、下水道課が対応する。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市長室危機管理課としている。	・ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理防災課としている。	・防災安全課窓口にて防災全般に関する問い合わせに対応。 ・洪水ハザードマップの配布や説明については土木部管理課としている。	松戸市防災マップの裏面にハザードマップを記載しており、江戸川河川事務所様作成の氾濫シミュレーションを基に作成している。見方については問合せがあった場合は、防災マップの配布をおこなっている危機管理課でおこなっている状況	
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水防災に関する説明会や避難訓練の開催	現状	特になし	住民からの依頼に応じて防災講座やハザードマップの説明会を開催しており、その中で水防災について触れている。避難訓練は実施していない。	自主防災訓練の講話等で、地域への説明も実施している。	・ハザードマップに基づき、洪水時の避難等について消防団や区長会で説明した。【平成28年度】	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に出前講座を実施している。【通年】	・住民からの依頼に応じて、出前講座を実施している。	自主防災訓練の講話等で、地域への説明も実施している。	住民からの依頼に応じて、防災講座やハザードマップの説明会を行っている。	出張講座や防災訓練時に実施している。	特になし	・地域住民を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。	西区において、避難場所運営委員会を対象に防災研究会を開催（荒上講義他）	・住民全体に対し、水防災に関する説明会等は実施していない。ただし、自主防災組織等の団体から防災に関する講義の依頼があった場合は、状況に応じて実施している。 ・市主催の水災害の発生を想定した避難訓練は行っていない。	市民啓発であるパートナー講座や各学校単位でおこなっている防災会議等で地震災害の啓発と併せて水防災についての啓発もおこなっている状況	
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
河川課、防災危機管理課の窓口にて対応	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問合せ窓口は、危機管理室危機管理課、地域防災課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部防災課としている。	ハザードマップの見方などの問い合わせがあったら場合、防災担当部局にて対応している。	・ハザードマップに関する問合せ窓口は、危機管理室防災危機管理課としている。	防災課で対応する	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、都市建設部企画調整課としている。	・問い合わせ窓口を設置する。【H28年度～】 ・自主防災組織の役員等に向けた研修会を実施している。	・河川砂防課防災担当	特になし	特になし				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(未定) 生涯学習大学などの出前講座を実施	水災に限定した説明会や訓練ではないが、各町会や自治会等の求めに応じ、防災講習会や訓練を実施している。	・洪水時の避難方法等については、自治会等に説明会を不定期に実施している。(自治会より依頼があったら対応)	特になし	・各町会や自治会等の求めに応じ、講話等を実施している。 ・洪水ハザードマップ及び防災ハンドブックの作成、配布、ホームページ掲載を実施している。	・水害時(外水氾濫、内水氾濫)の避難方法等について、自治会や各団体向けに防災講演会を実施している。	広報紙等で周知の上、要望に応じて実施する	講演会等を通して江戸川等の水害(昭和22年のカスリーン台風)の説明を行っている。荒川氾濫のDVDを使用し、動画を使用した講演を行っている。	・市町村と合同で実施する総合防災訓練の際の避難訓練の実施 ・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。	・市町村を集めて水防連絡調整会を実施 ・出前講座を実施している。	特になし	・風水害の体験型訓練を拡充していく。 ・広報と連携した、啓発支援に取り組んでいく。【継続】	特になし	特になし	出前講座の実施	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑤ 防災教育や防災知識の普及

内容	設問		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川						
			五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市
教員を対象とした講習会の実施	水災害に関する防災教育を行うための教員向け講習会等の実施状況について記入してください。	現状	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	・春日部市内小・中学校に勤務する初任者に対して、施設体験研修として首都圏外郭放水路での研修を実施している。施設の見学と所員による講話をとおして、外郭放水路の役割と水害への備えなどについて認識を高めている。	特になし	学校からの要請に応じて、教職員や地域住民を対象に避難所開設訓練等を実施している。	特になし	・教員を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。	避難所となっている公立学校の施設管理者【校長又は教頭】を対象とした指定緊急避難場所、指定避難所について説明会を開催。	・県主催で実施される、全校の安全主任が集う「安全主任等地区別研究協議会」や市内教員の代表が参加する「防災授業実践研究会」等で、防災教育の一つとして水防災についても講習を受けている。 ・研修会に参加した教員により、学んだ内容が校内で周知されるようにしている。	市民啓発であるパートナー講座や各学校単位でおこなっている防災会議等で地震災害の啓発と併せて水防災についての啓発もおこなっている状況 県主催の協議会や研究会等で、防災教育の一つとして水防災についても受講
		課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小学生を対象とした防災教育の実施	小中学校の総合学習の授業で水災害をとりあげるなど、学校等における水災害に関する防災教育の実施状況について記入してください。	現状	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	・小学校3・4年生の社会科副読本「わたしたちのかすかべ」に、台風や大雨による被害状況の写真と表を掲載している。それらを利用して水害の恐ろしさや水害を防ぐ手立てとして首都圏外郭放水路の役割等について第4学年で指導している。	特になし	特になし	特になし	特になし	水災害単独の授業は行っていないが、理科の天候に関する授業で、台風による災害に対する備えや情報活用を取り上げている。	・国や県から配布される防災に関するリーフレットや教材を活用して、洪水等についてその都度児童に指導している。平成27年度は、国より配布された学習教材「防災まちづくり・くにつくり」を希望し、学習に役立てた学校があった。 ・夏季休業中などを利用して、各種防災ポスター展に応募し、水災害の危険や対応を呼びかけた。	市民啓発であるパートナー講座や各学校単位でおこなっている防災会議等で地震災害の啓発と併せて水防災についての啓発もおこなっている状況 小学生向けには、国や県から配布される防災に関する資料を活用して、洪水等について指導
		課題	-	-	-	-	-	-	-	・現在、水防災に関する学習は行っていない。地震などの防災については避難訓練の際に説明があるので、今後、そのような時間に洪水等の水害についても学習できるようにしていきたい。	-	-	-	-	-	-

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区気象台	関東地整		
特になし	特になし	特になし	・県主催で実施される、全校の安全主任が集う「安全主任等地区別研究協議会」や市内教員の代表が参加する「防災授業実践研究会」等で、防災教育の一つとして水防災についても講習を受けている。	特になし	・区内小中学校の教員を対象に、防災（地震、風水害）についての勉強会（年1回）を実施。【平成26年度～】	特になし	講演会等を通して江戸川等の水害（昭和22年のカスリーン台風）の説明を行っている。荒川氾濫のDVDを使用し、動画を使用した講演を行っている。	特になし	特になし	防災授業実践研修会（管理職対象の部）において、銚子地方気象台の防災管理官を講師として招き、水災害を含む様々な災害のメカニズムや対処法の講話を行い、各学校における防災教育の推進を図る。【平成28年度】	特になし	特になし	出前講座の実施		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特になし	特になし	・市内市立39校中、21校で実施。【平成28年度】 ・実施内容については、各学校によって異なる為詳細については把握していない。	防災教育指導資料を各校に配布【H25年度～】	中学生を対象とした防災学習を実施しており（年2・3校）、その中で水災害についても地震災害とあわせてとりあげている。	・小中学校の総合学習の中で、防災教育（地震、風水害）を実施。【継続中】	一部の小中学校では、特別授業としてNPOや東京大学の学生が、水災害に関する講話をしている。	講演会等を通して江戸川等の水害（昭和22年のカスリーン台風）の説明を行っている。荒川氾濫のDVDを使用し、動画を使用した講演を行っている。	特になし	必要に応じて、出前講座を実施	特になし	・「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいく。	特になし	出前講座の実施		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑤ 防災教育や防災知識の普及

内容	設問	江 戸 川														
		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	現状	特になし	・市のホームページに大雨時における注意事項等を掲載し、防災の啓発を図っている。	・広報紙に掲載、及びまなびっちゃんずと塾での講話。	特になし	・過去の水災害の被害状況や水災害の備えについて市ホームページ掲載するとともに、防災情報ブログ、市メール配信サービスなどで定期的に情報を発信している。 ・カスリーン台風による市の被害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して市民に周知している。 ・市民や事業所等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による市の被害や水害へ日頃の備え等について周知している。	特になし	・市の防災センターで、過去の災害写真パネル、防災グッズ等の展示を行っている。首都圏外郭放水路の資料も展示。 ・市のホームページで、防災知識や被害状況の情報を掲載している。	気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先を市のホームページに掲載している。	広報紙やホームページ等で、防災知識等についての周知啓発をしている。	気象庁、川の防災情報など災害情報のリンク先を市ホームページに掲載している。 台風の接近など災害が発生する恐れがある場合には、気象情報などの市ホームページ掲載や市メール配信サービスで注意喚起している。	・ホームページ等で、近年の災害写真の掲載、防災技術、防災グッズ、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の水害状況をまとめた地図を窓口で閲覧できるようにしている。	各区役所情報公開コーナーにて、水害履歴を公表している。	・防災知識については、ホームページや防災ハンドブックにより非常時持出品や避難場所の位置等について周知をしている。 ・河川の状態や水位が確認できるように、ホームページにリンク先として国土交通省（川の防災情報）や各河川事務所（川のライブ情報）のホームページを張り付けている。	市民啓発であるパートナー講座や各学校単位でおこなっている防災会議等で地震災害の啓発と併せて水防災についての啓発もおこなっている状況	
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川	
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	江 戸 川	中川・綾瀬川	江 戸 川	中川・綾瀬川	江 戸 川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整		
洪水・浸水（内水）ハザードマップを全戸配布し、併せてホームページ掲載して、住民への周知・啓発を行っている。	ホームページにて、風水害への知識等について掲載している。その他に住民向け防災講習会等で啓発を行っている。	・市公式Webサイトで、防災知識を高めるための啓発ページ等を設けている。	ホームページで水害履歴や写真を掲載している。	防災ハンドブックや洪水ハザードマップに、防災知識に関する情報を掲載している。また、ホームページに過去の風水害の被害について、掲載している。	・区のホームページや、くらしの便利帳（全戸配布）において防災に関する情報を掲載している。【継続中】	カスリーン台風による区の被害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して区民に周知している 区民や事業所等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による区の被害や水害への備え等について周知している	家屋や道路の浸水被害をHPにて公表している。また、水災害の防災情報については、HPや広報にて情報提供している。さらに、総合防災訓練（年1回開催）において、普及啓発のための展示ブースを設けている。	・パンフレット作成による意識啓発 ・市町村の要請により出前講座等を積極的にやっていく。	・自治会の方を対象とした出前講座の実施	県で配布している広報資料に水害への知識と備えについて掲載、またFMラジオでの防災CMで夏の時期には洪水や土砂災害に t 中いて放送。	デジタルサイネージ等を活用した普及啓発に取り組んでいく。	特になし	出前講座の実施		
-	浸水想定区域内の住民に対しての特段の周知を行っていない。	-	-	-	・災害から得られた教訓の伝承。	-	-	-	-	-	-	-	-		

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑥ 水防に関する事項

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市
河川水位に係る情報提供	内容	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水位の通報について記載している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、水防事務組合と災害対策本部から直接消防団へメールや電話連絡する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、水防事務組合と災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、水防事務組合と災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接水防団へ連絡する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防本部に伝達し、消防団へ連絡することとしている。 ・当市における水防団は市職員のため、職員配信メールを活用し、情報提供を行うこととしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団員へ連絡をしている。	職員(水防パトロール員)には本部から情報提供している。	八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・水防団は消防団が担う。上記「住民等への情報伝達の体制や方法」に同じ		・市水防本部で情報を上げ、市消防本部に連絡。市消防本部から各消防団(水防団)に連絡。	水防警報等の河川水位に係る情報は、水防団管理者から消防局を経て各水防団へ連絡することとしている。 市役所から関係機関等への連絡系統は水防計画により定められている。
	課題	-	-	-	・市の防災担当と消防団担当が同じため、消防団への対応が困難になる。	-	-	-	-	-	-	-		-	-
河川の巡視区間	内容	・各水防団の受け持ち区間(慣例区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識と水防技術の習得だけでなく、安全管理危険性についても説明している。	利根川栗橋流域水防事務組合の巡視について記載している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	特になし	河川事務所等が発出する水防警報にあわせ、該当場所付近の河川巡視を実施している。	・江戸川右岸については江戸川水防事務組合の水防計画において区間の設定があるためそれを準用する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	職員(道路パトロール員)が水防時に点検管理している。	特になし	特になし	各水防団(消防団)の受け持ち区間を設定している。 毎年、水防訓練を実施し、安全管理について注意している。	・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	江戸川堤全域として実施
	課題	-	-	-	-	・巡視区域が広域圏であるため、1日での巡視は時間的に厳しい。	-	-	・水位の観測は災害対策本部の市職員で行うことが多く、観測の際には複数人でライフジャケット等を着用して行うようにしている。本来は水防活動として地元の消防団に行ってもらった方が良いのだが、連携が取れていないのが現状である。	-	内水対応に追われ、河川の巡視は十分に出来ていない状況にある。	-	巡視区間が広域なため、伝達要領で規定された間隔での巡視が難しい	-	-

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	関東地整
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	関東地整
市水防計画により、水防本部から水防団へ伝達する。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防局から消防団へ連絡(メール配信)することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から消防団へ連絡している。 ・市から関係機関への連絡を地域防災計画に記載している。	消防本部より消防団へ火災時と同様にメールにて配信できる。		・河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。				・県が提供する河川情報システムについて、情報表示方法を変更し、利用者へより判り易く更新する。	特になし	・水防計画書の連絡系統で実施。	国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。			・河川水位の動向に依り、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、江戸川河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。 ・また、江戸川河川事務所において、自治体毎の担当職員を配置し、体制や水位情報、施設操作等に関する早めの情報提供を実施し、情報共有を図っている。
-	-	-	-	-	-	-	-	-	江戸川が足立区を通っていないため、江戸川以外の河川の対応ではあるが、足立区水防活動の手引きに記載した範囲を巡視している。	特になし	・水防計画書により重要水防箇所を設定し、出水時等に点検を実施する。	出水時に、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。水防計画書により重要水防箇所を設定し、出水時等に点検を実施する。			出水期前及び出水時に、重要水防箇所等を巡視している。
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑥ 水防に関する事項

内容	設問		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	
			五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
水防資機材の整備状況	市区町で整備している水防資機材の種類・保管場所等の状況、点検管理の実施状況等について記入してください。	現状	・当町他3市1町で構成している水防組合倉庫に、土のう、縄、シートを分散して保管している。点検を年1回実施している。	利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水防資機材の整備状況について記載している。	鋸、掛矢、スコップ、シャベル、照明具、斧、鎌、ソフトラーフ、ブルーシート、鉄線、フルコン土裏、鉄杭	・河川区域にある3つの水防倉庫に鋸、掛矢、スコップ、斧、鎌、シート、鉄線、土のう袋、鉄杭を保管している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	水防倉庫に保管し、年1回の点検を行っている。(江戸川水防事務組合で整備)	主に住宅地の浸水被害軽減のため、可搬式移動ポンプ2台購入。ポンプ能力2台で10㎡/sec	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。年に一度点検している。	・水防資機材を市内3カ所の水防倉庫に分散して保管している。点検は1年に1度実施している。	水防資機材等を2箇所に配備している。	土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理している。	特になし	水防倉庫を設置して資材等を保管している。年1回、資材及び倉庫の点検を行っている。	・土のう、縄、シートなどを水防倉庫や市の施設に保存している。・年一回点検を行っている。	松戸市水防計画により水防資材の種類、数量等を配備している。東葛中部地区連合水防団による演習時に、資材の点検、確認を行っている。そのほか随時点検を実施し、倉庫や資材等の点検を実施している。
		課題	-	-	-	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。・資機材については、定期的な点検管理が必要であるがやっていない。	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。・資機材については、定期的な点検管理が必要である。・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。	-	-	-	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。	-	-	-	・ライフジャケット、胴付長靴など、装備の充実が必要である。・資機材については、定期的な点検管理が必要である。	資材の数量・種類等、必要資材について再検討が必要	-

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区気象台	関東地整			
水防資器材の種類：スコップ、円ピ、掛矢、鋸、鎌、竹トグ鎌、鉈、斧、唐鎌、タコ、ハンマー、ペンチ、照明灯、一輪車、ビニールシート、縄、ロープ、木杭、鉄製パイプ、竹、土のう、SB/パイル鉄ぐし 保管場所：シャッター付倉庫 点検管理の実施状況：数量の確認、ポンプの年度毎定期点検 ・災害対策本部を設置する市役所本庁舎と災害拠点病院である「地域災害医療センター（東葛北部）」は高台に位置しているため、浸水はないと思われる。 ・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していない。	・水防資機材一式を水防倉庫に保管している。 ・出水期前に数量、状態等の点検を実施している。 ・安全帯、ライフジャケット等安全装備資機材を配置している。	・水防資機材を水防倉庫に保管している。 ・出水期間前に点検を実施している。	水防資器材の種類：土のう、スコップ、ペンチ、鋸、掛矢、鎌 保管場所：シャッター付倉庫	・水防で使用するための資機材を3カ所の水防倉庫に配備している。 ・水防倉庫1カ所には2000袋の土のうを保管している。また、各消防署でも市民用に土のうを配布している。 ・拠点防災倉庫に小型の排水ポンプを6台配備している。	・土糞、鉄線、スコップ、ツルハシ、ブルーシート等を区の水防倉庫に分散して保管している。 ・2tポンプ車1台を保有している。	地域防災計画に定める水防資器材を適切に保管している	東京都水防計画の資材標準備蓄品目を参考に資機材を保管している。	・県内に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な資機材を備蓄する。 ・毎年定期点検を実施して、倉庫内の備蓄量を確認する。	水防倉庫の設置	・必要な水防資機材については、水防倉庫等に保管、出水期前に点検管理を実施している。	・水防資機材倉庫等に土のう袋やショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。		防災ステーション・水防拠点・側帯・出張所に水防資機材を備蓄している			
-	・ライフジャケットなど、安全装備品の数量を充実する必要がある。 ・水防工法のための必要備蓄数を見直していく必要がある。	-	-	-	・区には大規模水害に対する水防資機材がない。	-	-	-	・老朽化が進み、修繕や撤去、建て替え等の検討が必要。また、その予算が課題。	-	-	-	-			

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑥ 水防に関する事項

内容	設問	現状	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
			五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市
市区町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	市区町村庁舎、災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の有無や、これら施設の浸水の可能性等について記入してください。		特になし	災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎内とするが、市役所本庁舎が被災し災害対策本部を設置できない場合は、久喜総合文化会館等の公共施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に災害対策本部を設置する。なお、利根川・荒川が決壊した場合は庁舎の浸水が想定されている。水害時対応マニュアルはない。	・災害対策本部は、庁舎2階に設置されているので、浸水想定区域に入っていない。自家発電も同様に浸水想定区域には入っていない。	・災害対策本部は市役所2階に設置されるので浸水はないと思われる。	特になし	可搬型の発電機の調達について民間事業者と協定締結している。	・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していないが、震災時対応マニュアルがあるため、これを読み替えて対応する。 ・医療センター建設工事と平行し、周辺道路の改良工事を行ったため、医療センターへの浸水はないと思われる。	特になし	・庁舎の水害時対応マニュアル等は未整備 ・市内の災害拠点病院である獨協医科大学越谷病院については、水害時対応マニュアル等の有無は不明	市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メセナを防災拠点と位置づけている。大規模な浸水が発生すると庁舎は水没する恐れがあるが、災害対策本部代替施設の八潮消防署は耐水化している。	本庁舎周辺が床上浸水等により災害対策本部が設置できない場合は、市内の公共施設等に適宜対策本部を設置する。	・災害対策本部を設置する消防庁舎は浸水想定域に入っていないため、庁舎の水害時対応マニュアルは作成していない。	・浸水想定区域から離れており、浸水の想定をしていないため、マニュアルを作成していない。	災害拠点病院において、災害時の情報収集体制についても整備している状況である。浸水の可能性について、江戸川河川事務所の江戸川氾濫シミュレーションにおいては市立病院と松戸市役所ともに浸水エリアにはなっていないため、可能性は低いと考えられる。
		課題	-	代替庁舎において、業務を継続するための設備等が整っていない。	-	・大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応が難しい。	・大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。	-	・大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。 ・庁舎では、避難した住民を受け入れる等により、本来実施すべき業務に支障をきたすことが懸念される。 ・医療センターでは、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき業務等に支障をきたすことが懸念される。	-	・市役所を含む各庁舎、公共施設について、高台にある施設は存在しないため、大規模氾濫の際は浸水する可能性は非常に高いと思われる。	市庁舎が浸水した場合に、1F部分の機能がある。	・大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。	・自治医科大学付属さいたま医療センターが浸水想定域に入っているが、水害時対応マニュアルは作成していない。	-	-

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	
・災害対策本部を設置する市役所本庁舎と災害拠点病院である「地域災害医療センター(東葛北部)」は高台に位置しているため、浸水はないと思われる。 ・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していない。	市庁舎が機能不全になる想定はない。災害拠点病院も浸水想定区域にはない。	・災害対策本部を設置する市役所本庁舎と災害拠点病院は、業務に支障が出るほどの浸水はないと思われる。(災害対策本部は庁舎3階に設置されるため) ・庁舎が浸水した場合の対応マニュアルなどは作成していない。	・平成28年度新庁舎建設であり電気設備等の機械室を上層階に設置するなど災害対応となっている。 ・庁舎が浸水した場合の対応マニュアルは作成していない。	・船橋市役所本庁舎について本庁舎に防潮板を設置する設備があり、海拔0.9mまでの浸水に対する備えとなる。庁舎の水害時に対応する防潮板設置等の対応マニュアルを作成している。 ・災害拠点病院について広域災害時における初動、患者受入れに関するマニュアルは有るが、水害時対応マニュアルは作成していない。 ※共に、江戸川からの浸水想定はないが、別の要因ではあり。 災害対策本部を市役所9階に設置することとしている。また、市役所は止水板を設置することにより浸水に対する備えをしている。	・区役所1階部分水没、2階に非常用電源あり。	・利根川上流部で決壊した場合には、区本庁舎や区内の災害拠点病院も浸水することが想定される。 ・区防災課の水害時対応マニュアルは策定中であるが、災害拠点病院でマニュアルを策定しているか把握していない	区庁舎は庁舎管理課で作成している。災害拠点病院はそれぞれで作成している。										
-	・市庁舎が機能不全になる想定はない。 ・災害拠点病院等での自衛水防に関するマニュアルの策定状況を市では把握していない。	-	-	・船橋市役所本庁舎：本庁舎廻りの海拔0.9m以上の大規模水害時には、本庁舎が浸水すると想定されるため、役所の機能維持が難しい。 ・災害拠点病院：水害時には患者受入れの他に、避難民の受入れが想定される。施設間の連携が重要視されることから各施設のマニュアルがリンクしている必要があると思われる。	・大規模氾濫時は病院が水没するため、自区内での医療行為ができない。 ・災害拠点病院等16病院のうち、14病院が水没。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑥ 水防に関する事項

内容	設問		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
			五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	江戸川 左岸
庁舎等、災害拠点病院等の水害時における対応	災害対策本部・支部を置く庁舎等や災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の有無や、これら施設の浸水の可能性等について記入してください。	現状  課題														
対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備（パソコン、FAX、CCTV表示モニター等）の整備状況について記入してください。	現状  課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、町長室の隣に災害対策室に設置することとしている。災害対策専用パソコンはないため、職員が普段使用しているノートパソコンを用いりしかいない。FAXは常設していないので、防災担当課フロア内に設置されているものを使用する。また、大型TV、パソコンと接続する大型モニターはない。</li> <li>災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、本庁舎の市長公室に設置することとしている。災害対策本部設置時は、有線電話及びファックス、防災行政無線、携帯電話、災害対応用臨時電話、庁内放送設備、プロジェクター、スクリーン、テレビ、ラジオ、パソコン（インターネット）を用意する事が地域防災計画に規定しているが、災害対策本部用の備品は無いため、平常時の業務で使用している職員毎の端末やFAX等を使用して情報収集及び伝達を行う。</li> </ul>	パソコン、FAX	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策室にあるFAXやTV、CCTV表示モニターを使用し、パソコンについては職員が普段使用しているノートパソコンを用いる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、第2庁舎の会議室に設置することとしている。災害対策専用パソコンはある。FAXは常設していないので、倉庫に保管されているものを使用する。また、TVはあるが、パソコンと接続する大型モニターはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部専用部屋は無い。会議室で対応する。移動系防災行政無線の親局の利用可能。普段使用しているパソコンを利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部設置時に必要な情報収集・伝達設備として、パソコンやFAX等を整備している。</li> <li>また、市の防災行政無線や県の防災行政無線等の設備操作が出来る状況となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、消防・防災総合庁舎3階に設置することとしている。災害対策専用パソコンは5台あり、それ以外は、職員が普段使用しているノートパソコンを用いることになる。危機管理部門の事務室が併設されているのでFAX等は常設している。大型TVがあり、パソコンと接続することでCCTVを表示できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度に移動系デジタル防災行政無線を整備し、地区防災拠点となる地区センターや避難場所・避難所となる小中学校、各ライフライン機関等にFAXを備えた無線子局を整備した。</li> <li>災害対策本部は、原則、市長室の隣の会議室に設置されるため、無線設備を備えているが、本庁舎が被災した場合も想定し、代替となる第二庁舎の大会議室にも同様に備えてある。</li> <li>また、災害情報管理システムを構築し、職員の参集状況や市内の被災状況等の情報を集約、一元化・共有化する体制を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定系・移動系防災行政無線、トランシーバー、衛星携帯電話、消防無線及びモバイルWi-Fiルーターのほか、埼玉県災害オペレーション支援システム、埼玉県衛星系・地上系防災行政無線を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、市役所本庁舎西棟5階の会議室に設置することとしている。「さいたま市総合防災システム」にパソコンや携帯電話からログインすることで、被害情報の収集等が可能である。危機管理本部執務室にFAX、大型TVが、災害対策室にパソコンと接続する大型モニターが常設されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）パソコン 防災安全課職員が平常時に使用している端末が10台、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）専用端末が1台、千葉県防災情報システム専用端末が1台</li> <li>（2）電話 NTT電話が5台、防災電話が1台</li> <li>（3）FAX NTTFAXが1台、防災FAXが1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部における情報収集体制や、情報伝達手段、またそれにかかる資機材等については毎年おこなっている松戸市総合防災訓練で確認をおこなっている状況である。</li> </ul>	災害対策本部における情報収集体制や、情報伝達手段、またそれにかかる資機材等については毎年おこなっている松戸市総合防災訓練で確認をおこなっている状況である。
			<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の建て替えも含めて、大規模災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部が市役所本庁舎ではないため、本部員の参集に時間がかかる可能性がある。また、庁舎間での連絡がスムーズにいかない可能性も懸念されるため、移動系防災無線の整備等を早急に行いたい。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン等必要設備について、整理が必要。</li> </ul>	-	-	-	-

江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区気象台	関東地整			
								特になし	特になし	特になし		特になし				
								-	-	-		-	-			
TV、FAX、固定電話、緊急連絡用携帯電話5台、緊急連絡用固定電話、水位監視システム導入PC	災害対策本部は、本庁舎3階の庁議室に設置することとしている。特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。常設スクリーンを使用し、音声及び映像による情報通信を消防本部と実施可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、本庁舎の会議室に設置することとしている。災害対策用パソコン、FAX、テレビ等は常設している。</li> </ul>	電気設備及びサーバー室を上層階に設置した新庁舎を建設した。	災害対策本部及び警戒本部設置時において、防災担当部局の普段使用しているパソコン、FAX等を用いて、情報収集・伝達を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線（デジタル化）、高所カメラ、MCA無線、DIS（東京都災害情報システム）、河川管理者の映像共有化システムを配備。</li> </ul>	情報の収集・伝達のための設備（パソコン、FAX、CCTV表示モニター等）の整備はしている。	災害対策本部は、区長室の隣の会議室に設置することとしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県防災情報ネットワークシステムの整備</li> <li>各市町村間での情報共有</li> <li>災害対策室の大型スクリーンの整備等</li> </ul>	災害対策本部は危機管理防災センター本部会議室に設置し、大画面のスクリーンモニターを配備している。その他、防災行政無線で各防災機関との連絡を行うための統制室、災害時に職員等が集まり、実際に情報を収集、分析、指揮するためのオペレーションルームが存在する。オペレーションルーム内には、インターネットへ接続できるパソコン、行政無線、パソコン画面を映し出すテレビモニター等を配備している。		水防対策本部は、都庁第二本庁舎6階にあり、河川状況監視や情報伝達のためにパソコン、FAX、モニター等を配備している。					
-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替施設で業務を実施する場合の非常用電源等の確保。</li> </ul>	庁舎が浸水すると使用できなくなる	電源が使用できないときは起動しない等対策を早急に検討する必要がある。	運用方法の習熟	-	-	-	-			

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑦ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 左岸	江戸川 左岸
内容	設問	五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	現状	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	水防団等へは、主に電話等を用いて連絡を行う。情報伝達訓練は実施していない。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・市職員が水防団を兼務しているため、毎年度動員体制の確立と、情報伝達訓練を実施している。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・消防団用のデジタル簡易無線を配備している	毎月のパトロールを行い、伝達の確認をしている。 ・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練等で行っている。	消防団への情報伝達手段としては、メールでの情報伝達、車載デジタル無線機を用いた情報伝達手段が確保されている。 情報伝達訓練としては、毎月1回メールの受信確認、各分団ごと訓練や災害活動現場において無線の取り扱いを実施している。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水防団同士の連絡体制の確保	現状	・水防組合を構成している市町内は、水防本部事務局を通して、連絡を取り合っている。その他については、各市町村の防災担当課を通じて連絡が必要な場合は、連絡を取り合うこととしている。	主に電話等を用いて連絡を行う。	・近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、利根川栗橋流域水防組合にて行われる。	・水防事務組合なので、組合内の市町同士、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	特になし	特になし	近隣の水防事務組合や、職員が水防団を兼ねている自治体との連絡先を整備している。	・特段、連絡体制について水防計画等に定めはないが、必要であれば無線等で連絡は取れるようになっていく	特になし	状況により、電話連絡、メール配信で情報連絡を行っている。	特になし		・水防のための緊急の必要があるときは他の水防管理者又は市町村長、消防長に対して応援を求められることができる。	特になし	
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川										
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都 気象台	東京都 気象台	東京都 気象台	関東地整
情報伝達手段：携帯電話、メール 情報伝達訓練：無し	消防団が水防団を兼務しており、情報伝達の確認や検証については、日ごろの訓練や災害出場で行っている。	・本市では、消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や訓練実施については、日ごろの研修や訓練等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、連絡体制については、火災出動時と同様にメールにて実施している。	・本市では、消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や訓練実施については、日ごろの研修や訓練等で行っている。	特になし										
-	-	-	-	-	-										-
東葛中部地区連合水防団による	・隣接市と毎年共催で水防演習を実施し連携を深めている。 ・隣接市の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、直接または消防局（本部）を通じ連絡を取り合うこととしている。	・消防団（分団間）との連絡が必要な場合は、分団長同士で無線等で連絡を取り合う事としている。 ・他市の消防団との連絡体制等は整備していない。	・近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、消防本部を経由して連絡を取り合っている。	特になし											
-	-	-	-	-	-										-

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑦ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
水防団や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区間の共同点検	設問	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に市職員が参加している。	平成28年5月31日に実施した利根川右岸堤防危険箇所合同巡視に、市職員及び久喜市消防団幹部役員が参加。	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。住民については、自主防災組織のリーダーや区長さんに参加をお願いしている。	特になし	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に市職員が参加している。	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。また、県が実施している重要水防箇所の共同点検では、水防団長も参加している。	毎年、国が実施している重要水防箇所等の合同巡視に、水防団である市職員が参加している。	特になし	重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。	市職員による共同点検。	特になし	特になし	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に職員が参加している。	特になし	
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	・河川事務所、県土整備事務所、消防署、市職員のみで巡視をしている。地域住民に現場を見てもうことは大切だが、沿川の自主防災組織等の日程調整が難しいため、今後も行政機関のみでの巡視となる。	-	-	-	・毎年、国や県が主催する共同点検について、地域住民の参加はない。	-	-
関係機関が連携した実働水防訓練の実施	設問	毎年、水防組合による水防訓練を実施。(6月上旬)【平成28年度】	・利根川水系連合・総合水防演習に職員及び水防団員45名参加 ・利根川栗橋流域水防事務組合において、毎年6月に各構成市町の水防団員を集めて水防訓練を行っている。	利根川水系合同水防訓練に65名参加した。	・利根川水系合同水防訓練に43名の水防団員が参加した。【平成28年度】	・江戸川水防演習を実施済【平成27年度】	江戸川水防演習に参加している。	江戸川水防演習に参加している。	・江戸川水防事務組合の水防訓練が、4年に1度は三郷市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	利根川水系合同水防訓練に職員が毎年約20名と消防団が約15名参加している。	市職員が見学している。	毎年1回、国の水防演習に職員が参加している。	利根川水系連合・総合水防演習に職員21名参加	毎年行っている野田市水防演習に市内の全消防団が行っている。	・利根川水系合同水防訓練職員が参加した。 ・隔年、流山市と組織する東葛中部地区連合水防団で訓練を実施している。	
	課題	・団員のサラリーマン化や少子化により、団員確保が難しくなっている。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

江戸川左岸	江戸川左岸	江戸川左岸	江戸川左岸	江戸川左岸	江戸川中川・綾瀬川	江戸川中川・綾瀬川	江戸川中川・綾瀬川	江戸川	江戸川中川・綾瀬川	江戸川	江戸川中川・綾瀬川	江戸川	江戸川中川・綾瀬川	江戸川中川・綾瀬川	江戸川中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都管区気象台	関東地整		
特になし	特になし	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検は、市職員が参加している。	-	-	-	特になし	特になし 国から消防庁へ連絡し、消防署職員が参加している。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。	・国実施の重要水防箇所合同点検への参加 ・県管理河川における重要水防箇所合同点検の実施	・国が実施する共同点検に参加。	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検への参加	特になし	-		
-	-	・県主催(土木事務所)の水防訓練への参加	県主催(土木事務所)の水防訓練への参加	・県主催(葛南土木事務所)の葛南地区合同水防訓練に参加し、水防工法技術や車両撤去の訓練を行っている。	・消防との連携訓練を実施。 ・毎年10名以上の職員が利根川水系連合・総合水防演習の視察に参加。	利根川水系合同水防訓練には毎年参加している。区の水防訓練も毎年実施している	足立区・消防署合同総合水防訓練(年に1回)を実施している。	・毎年実施されている利根川水防訓練への参加 ・県内の水防管理団体が主催する訓練への参加	・第65回利根川水系合同水防訓練への参加(多数の職員が参加) ・水防技術講習会の実施(H28 職員19名参加、事務局6名) ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会に参加(12箇所、職員23名参加) ・県職員を対象とした水防工法練習会の実施(職員複数名参加)	・利根川水系連合・総合水防演習及び水防管理団体が実施する「水防訓練」に毎年参加。	利根川水系合同水防訓練への参加	特になし	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)  
 ⑦ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	設問	水防団・消防団の募集状況について記入してください。また、企業・学校・自治会・NPO等の水防協力団体としての指定状況について記入してください。	水防団（水防団）のポスターを掲示し、広報誌への主要な活動を紹介し、役員募集を行っている。	市ホームページに消防団のページ掲載、広報紙やポスターの掲示や成人式、防災訓練等のイベント時に啓発するなど、消防団員の募集を積極的に呼び掛けている。	各分団において勧誘活動を行っている。 ・女性役員については、広報誌で募集を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	ホームページや消防訓練及び火災予防週間街頭キャンペーン実施時に募集を行っている。	消防団の募集については、ホームページへの掲載、ポスターの配布、イベント会場での広報活動等を行い、消防団への入団促進を実施している。	市のホームページに消防団員募集の記事を掲載、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集もしている。また募集チラシ、ポスターを市内の消防所及び事業所に配布している。	特になし
	課題	-	-	・団員の人数の減少と高齢化は常に課題となっている。	・団員の人数の減少と高齢化は常に課題となっている。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	設問	地域の建設業者等との水防支援についての協定等の状況について記入してください。	水防支援に特化した協定は締結していないが、町内の建設業組合と災害時応援協定を締結している。	水防支援に特化した協定は締結していないが、久喜市建設産業懇話会と災害時応援協定を締結している。	資機材の提供等締結している。	・幸手市防災安全協議会と災害時応援協定を結んでいる。	・吉川市建設業協会と災害時応援協定を締結している。	町内の建設業協会と災害時の支援について協定を結んでいる。	・現在、23社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	・市の建設業協会と災害時の協定を結んでいる。水害に関しては土のうづくりの支援（費用は単価契約に基づく）、水防活動の支援を受けている。	現在、17社の建設業者と13社の電気設備業者と災害時に支援の協定を結んでいる。	市内建設業者で組織する八潮市防災連絡会による災害時または災害発生のおそれのある場合等における応急対策業務等の実施に関する協定を結んでいる。	・現在、草加市建設業振興会（市内30社）と災害時の応急対策業務について協定を結んでいる。	・現在、さいたま市建設業協会と災害時の支援について協定を結んでいる。	野田建設共同組合と災害時の応急処理及び被害調査に関する業務協定を結んでいる。	実施済み・実施中
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	
		左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	
		流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区気象台	関東地整	
募集中	設問	・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動を行っている。	・消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員を募集している。	・消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	ホームページ及びフェイスブックにおいて、消防団の組織や活動内容について紹介し、常時団員を募集している。	・あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を図っている。 【継続中】	特になし	消防団の募集は、東京消防庁の管轄となる水防協力団体は指定していない	特になし							
	課題	-	-	-	・団員数の減少については常に課題となっている。	-	-	-	-							
	設問	建設協同組合へ水防時の支援を依頼。	柏市建設業界と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を結んでいる。	・建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	浦安建設業協会と災害協定を締結している。	千葉土建一般労働組合船橋支部、船橋市建設業協同組合等と災害時の支援について協定を結んでいる。	・現在、39社の区内建設業者と災害時の復旧作業について協定を締結。 ・協定を結んでいる地域の土木・建設業者も組み込んだ水防訓練を実施。	特になし	足立区建設業協会と災害時における応急対策業務に関する協定書を締結し、支援体制を確立している。							
課題	-	-	-	-	-	・区内業者が区内の支援に専属従事できる体制。	-	-								

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑧ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

内容	設問	江 戸 川														
		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状		排水資機材は、ポンプを保有している。		・倉松川及び大中小落しへ排水するために市内各所に排水ポンプを設置している。 ・設定水位に達すると自動運転し、市職員にメールが届く。	・市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う ・設定水位に達すると自動運転し、運転に不具合がある場合は、担当課所属職員に情報伝達される。	町内には排水機場2箇所、ポンプ3箇所、移動式ポンプ2台により、河川の水位が高水位となり、自然排水が困難になった場合強制排水を実施しています。 江戸川河川事務所から3箇所の樋管の管理を受託しており、地元の方に再委託しています。また、中川左岸地区では、主に八間堀悪水路の樋門、大落古利根川では小規模な水門の管理を町が行っています。	市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。	・市内の河川(大場川)排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・市内各所の排水ポンプ施設については市職員が操作・運用している。 ・三郷放水路については国交省が管理している。	排水施設については、操作規則等で運用している。	排水施設については、操作規則等で運用している。	・国や県から排水機場や水門操作について、委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・市所管の一部排水施設の操作運用マニュアルについて内容の見直し中。	宝来樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作している 同様に、鴻沼川排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作要領に基づき操作している	・国交省から委託されている樋管の操作方法は操作規則により規定されている。 ・千葉県から委託されている排水機場の運転方法は運転規則により規定されている。		
	課題		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川		江 戸 川	
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
排水施設：流山排水機場(具管理施設)湛水防除施設ではあるが、土地改良区との協定により、内水排除を行うため、市が管理している。 排水資機材：投げ込み式ポンプ2基 地区住民への周知方法：特になし	・宮本樋管、城の越樋管操作要領により操作・運用の取り決めを行なっている。 ・排水資機材は保有していない。	・市内29ヶ所に排水機場があり、そのうちの18ヶ所において、操作管理者は県より、委託されている。	水門・排水機場の操作について、千葉県より委託されており、操作規定によって洪水時の操作方法は規定されている。 住民への周知方法については定めていない。	・水防で使用するための資機材を3か所の水防倉庫に配備している。 ・拠点防災倉庫に小型の排水ポンプを6台配備している。	・区は都下水道局の排水施設及び大規模水害時は国の排水ポンプ車に頼っている。 ・東京都及び国と連絡体制を確保している。	葛飾区水元小谷溜浄化施設等操作規程(平成7年3月31日訓令第9号)に基づいて操作する排水機場の稼働状況等については、必要に応じてホームページ等で周知する	内水氾濫が頻繁に発生しやすい箇所やアンダーパス部には、排水ポンプが設置してある。水害時に運用している。	特になし	・国と県で、排水機場に万が一トラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。 ・国の水門の操作について、操作要領や覚書を締結している。 ・操作時の周知はしていない。	特になし	・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑨ 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
						中川・綾瀬川	中川・綾瀬川		中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川		江戸川	江戸川	江戸川
内容	設問	五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	江戸川 左岸	江戸川 左岸
排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	現状		特になし	特になし	特になし	ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員個人のアドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	特になし	ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員個人のアドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし		
	課題		-	-	-	-	-	-	-	排水樋管を閉じると内水がはけなくなるなどの問題が生じるため、排水ポンプの手配が必要である。	-	-	-	-		
排水計画に基づく排水訓練の実施	現状		特になし	特になし	・毎年大雨時に排水活動を実践することにより、排水作業の習得を行っている。	・台風や突発的な豪雨の際に排水活動を実践することにより、排水作業の習得を行っている。	・町内の排水施設の操作研修を実施している。	過去浸水被害が発生した、新宮橋排水樋管操作訓練を河川課職員全員で、実施した。	特になし	排水計画とは別に、現在毎月1回以上の定期点検を行っています。		・排水計画はないが、国及び県から受託している排水機場等について、市職員に対し、年12回程度操作研修を実施している。	特になし	特になし		
	課題		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区気象台	関東地整	
松戸排水機場と水門の操作情報を共有し、市内の樋管や排水機場を操作している。	特になし	特になし	特になし			葛飾区水元小合溜浄化施設等操作規程(平成7年3月31日訓令第9号)を策定している。水害時の排水については、都下水道局の排水施設及び大規模水害時は国の排水ポンプ車が行う。	FAXによる情報伝達により、排水機場や水門の稼働状況を把握している。	特になし	・情報共有として関係機関へ操作前後に連絡をいれている。	特になし	特になし		・水門、排水機場の運用規定あり ・操作時は、各自治体に施設操作に関する情報を提供している	
-	-	-	-			-	-	-	-	-	-		-	
特になし	特になし	特になし	特になし			特になし		特になし	特になし	特になし	特になし			
-	-	-	-			-		-	-	-	-		-	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑩ BCP(業務継続計画)に関する事項

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	
					中川・綾瀬川	中川・綾瀬川		中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	左岸	左岸	
内容	設問		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
自治体のBCP策定	庁舎等のBCPの策定状況について記入してください。	現状	特になし	地震や新型インフルエンザ等に係るBCPについて策定済みである。	地震や新型インフルエンザ等に係るBCPについて策定済みである。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「幸手市事業継続計画」を策定。【平成25年】	特になし	松伏町業務継続計画(震災編)を策定している。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や代替施設などを定めた「春日部市業務継続計画(BCP)」を策定。【平成26年】 ・策定後も、業務の入れ替え、被害種別の追加等により随時更新しております。	特になし	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「越谷市事業継続計画」を策定している。ただし、震災を想定しており、水害時の計画はない。	特になし	地震編は策定済みであるが、風水害編は未策定である。	・草加市業務継続計画を策定。【平成26年度】	非常時優先業務の選定や事業継続における現状の課題等をまとめた「さいたま市事業継続計画【地震災害編】」を策定。【平成24年度】	・平成26年度策定	特になし
	課題		-	-	-	年に1度、BCPを意識した職員の前向き訓練を行っているが、訓練のふりかえりを行うとともに、更に研修や訓練を実施し、危機管理意識を高めていく必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・平成28年2月に修正された防災基本計画に合わせた修正を行う	-
企業BCP策定支援	企業BCP策定の支援状況について記入してください。	現状			特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
	課題				-	-	-	-	-	・市のBCPが策定されてないため、企業への支援はその後の課題となる	-	-	-	-	-	-	-

江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川				中川・綾瀬川			中川・綾瀬川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「流山市事業継続計画」を策定。【平成25年】		・市川市業務継続計画を策定済み。(ただし、震災編のみ)【平成26年度】	平成25年度に震災編のみを策定済み	地震を想定したBCPを策定しており、現状水害時はこのBCPを準用することとしている。	・江戸川区業務継続計画(震災編)を策定。	特になし	水害時を想定したBCPは策定していない	庁舎管理課で作成	BCP(地震)を策定済み なお、本庁舎については、浸水の影響なし。	埼玉県業務継続計画を策定。同計画は、東京湾北部地震を危機事象とするが、他の災害などの危機事象についても応用が利くものと考えられる。【平成20年度】	特になし	都政のBCP(事業継続計画)<地震編>を策定している。	特になし	特になし	特になし	特になし
-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特になし		特になし	特になし	損害保険会社3社とBCP策定支援に関する協定を締結し、BCP策定の普及啓発・希望する事業者に対し訪問支援を行う。	特になし	特になし	水害時を想定した企業BCPの策定については把握していない	特になし	特になし	・埼玉県産業振興公社と連携し、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、公社による専門家派遣制度を活用し、BCPを策定しようとする企業に対して個別支援を行っている。【平成17年~】	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑪ 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川
		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市	
生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	設問	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	平成28年7月1日現在、約30の民間企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体、企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	特になし	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業と、食料品、衣料、日用品、燃料の供給、救援物資提供等に係る協定を締結している。	物資の供給や情報発信等に関する協定を締結している。	・平成28年7月1日現在、民間事業者との協定数は22であり、主に救援物資や応急復旧活動の内容について定めており、災害発生時に緊急の必要がある場合等に協定先の民間事業者へ要請等を行う。	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	現状	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
	課題	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整		
・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業と物資供給・輸送、医療救護、建設・土木、避難場所等の分野で災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・民間企業等との災害時協力協定 89協定 (平成28年6月28日現在)	物資の優先供給等の災害時応援協定は複数締結している	特になし	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	特になし	特になし	特になし	・各種協会等と災害協定を締結している。		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし								
-	-	-	-	-	-	-	-								

現状の水害リスク情報や取組状況の共有(案)

⑫河川管理施設の整備に関する事項

		江戸川	江戸川	江戸川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 左岸	江戸川 左岸
内容		五霞町	久喜市	杉戸町	幸手市	吉川市	松伏町	春日部市	三郷市	越谷市	八潮市	草加市	さいたま市	野田市	松戸市
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	現状														
	課題														

江戸川 現状	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 左岸	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川	江戸川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川	江戸川 中川・綾瀬川
流山市	柏市	市川市	浦安市	船橋市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区気象台	関東地整	
								特になし	特になし	特になし	綾瀬川、中川、新中川、旧江戸川について、耐震耐水事業を実施中	特になし	江戸川、中川において、浸透対策やパイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策を実施中	
								-	-	-	-	-	-	